

京都鷹峰檀林の宝物

—檀林法度について—

奥 田 正 敏

（現代宗教研究所嘱託）

天文・安土の二大法難は、それ以前の日蓮宗の外面的拡張の気運を内面的緊張へと転換させた。他方、泉州堺の三光勝会に見るよう次第に興学の熱意が高められ、宗門復興の兆しが醸成されそれが檀林設立へと展開していった。

近世、日蓮宗の檀林は天正年間から元禄年間に至る約百五十年間に亘り東八檀林・関西六檀林が設立され、多くの学僧が雲集し近代宗門教育の拠点となつた。

今回の発表においては、関西六檀林の一つである鷹峰檀林の宝物・蔵書中新たに作成した古文書目録を提示し、その中にある檀林法度を紹介し、法度がどのように檀林生活を規制していたか、また法度が不受不施派・勝劣派にどのような立場を取つていたかについて考察する。

まず、資料にあたる前に檀林の概要について触れておきたい。

檀林の教育過程は、名目部・四教義部・集解部・觀心部・玄義部・文句止觀部・御書部の順に進むことになつていて、檀林内では、学僧は下四部（名目部・四教義部・集解部・觀心部）から大部（玄義部・文句止觀部・御書部）に進み、更に上座部・玄能・文能という任務分担があつた。上座部は、一老・二老・三老・四老・五老の五人で檀林内の事務一切を取り扱い、講義も受け持つた。特に、一老は板頭（二老が板頭の檀林もある）とも呼ばれ檀林を取り仕

切る権利を持つていた。玄能は法華玄義、文能は化主として法華文句を講義し、両者共に外部から請待した。

檀林は、春（二月一日より五月十日）・秋（八月一日より十一月十日）の年二回開講され、これを夏と呼び講義のない期間つまり夏合には学僧達は学費の調達をした。また、檀林内では身分がはつきり定めており、檀林内の歩き方から法衣・履物・役扇・名刺にいたるまで区別されていた。

次に、鷹峰檀林について述べておきたい。

元和元年（一六一五年）本阿弥光悦は徳川家康より東西二百間、南北七町の洛北鷹峰の地を拝領し、本阿弥一門とその家織に連なる集団を引き連れ移住した。光悦の子、光瑳は同所に法華の鎮所を建立、當時鷹峰を弘通していた寂照院日乾を招いてこれを奉じ、日乾はその鎮所を寂光山常照寺とした。寛永四年（一六二七年）日乾は同寺に学室を創設し、鷹峰檀林とした。同年、心性院日遠の弟子、知見院日遼が二世として招かれ開講した。故に、日乾を檀林の開祖、日遼を開講の祖としている。明治六年に廃檀になるまで二百四十六年間に、往時は大小三十二の堂宇が甍を並べ三百名を超える学僧が勉学修行に勤んだ。

常照寺には鷹峰檀林の刊本・写本・古文書などが格護されているが、今回まとめたのはその内の古文書百五十点の目録である。

資料(一)

洛北鷹ヶ峰 寂光山常照寺

蔵書目録 古文書の部

				書名	年時			書名	年時
18	17	16	15	14	13	式日	中頭入判形式目	妙見大士紛失に關する文書	永代不易・山制綻
明和五年	明和五年	明和五年三月	寛延二年	延享三年	延享二年	延享二年	代々板頭寄附帳	當用伝記	永代不易上座制綻
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
六祖林会合大綱記	不受不施嚴法	不受不施嚴法	板頭寮什物控帳	六祖林会評記	名相許状控	大頭季勇代	毎月行事記	永代不易板頭制綻	諸祖所一同之定
享和三年九月	享和二年六月	寛政二年六月	寛政二年六月	寛政二年六月	寛政二年九月	寛政二年九月	六祖林板頭会合	宮内郷殿新來新説記録	上座永代不易式目
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
永代不易之制法	上座中間永則	上座中間能化評定	上座中間永則	今出川殿関係諸書	従江戸諸寺家御制誠	上座中間式	上座中間新式目并化庄加判	年中行事記	山門則
寛文四年	延宝元年	延宝七年	宝永三年	享保三年一月	享保七年四月	享保二年	享保二〇年九月	享保二〇年	寛保三年
19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
玄賈判形制綻	大門替寄進人名	諸相江遣許状	上座式目	常照寺御板頭様算用書	宮内郷殿新來新説記録	天明二年	天明二年	天明五年	寛保八年
明和六年	安永四年	安永五年	安永八年八月二八日	天明一年	天明二年	天明二年	天明二年	天明二年	寛政八年五月
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
上座中間永則	上座中間永則	今出川殿関係諸書	従江戸諸寺家御制誠	上座中間新式目并化庄加判	年中行事記	山門則	山門則	代々板頭寄附帳	當用伝記
寛文四年	延宝元年	延宝七年	宝永三年	享保三年一月	享保七年四月	寛保三年	寛保二〇年九月	享保二〇年	寛保三年
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
永代不易之制法	上座中間永則	上座中間能化評定	上座中間永則	今出川殿関係諸書	従江戸諸寺家御制誠	上座中間式	上座中間新式目并化庄加判	年中行事記	山門則
寛文四年	延宝元年	延宝七年	宝永三年	享保三年一月	享保七年四月	享保二年	享保二〇年九月	享保二〇年	寛保三年

								書名	年時					書名	年時
58	當山藏板目錄							六相別会記	享和三年二月	59	出金出入割印通	大仲間	文政二年一月		
57	文能一件取要記	二冊						板頭会合記		60	再刻三大部募簿	鷹峯岸御縁寺中	文政二年		
56	内請三通諸方書狀							飯高岸一件書狀往復	文化三年	61	法華宗門人別帳		文政二年		
37								念仏無間論議	文化四年	62	御触書写		文政二年		
38								諸山往復	文化四年	63	御触写	三通	文政二年		
39								限量箱在金御函本當座出入割印之通	文化八年秋	64	依僧統不如法之儀	三付口公儀夫々罪科	文政二年		
40								諸國縁寺年始狀	文化〇年	65	三大部開板功德記		文政二年		
41								法花宗門人別帳	能化日惠代	66	常照寺祿高三闋スル文書		文政二年		
42								六祖林会評記		67	出納帳		文政二年		
43								六祖会評		68	学林矩		天保六年		
44								縁寺年始狀	文化五年	69	金銀出納帳	當役惠海代	天保二年六月三十日	天保二年一月	
45								許狀出入控	文政二年	70	六祖林会評記		天保二年		
46								當祖会本評頭評之板首得意之書類	安政四年(一八五七)	71	御殿御館入文證并清書之写		天保二年三月		
47								出金出入割印通	文政五年五月	72	御触書写		天保二年三月		
48								出金出入割印帳	大仲間	73	六山会合送迎得意錄		天保二年三月		
49								延山奉納金預	文政七年五月	74	名相許容		天保二年三月		
50								山納帳	板頭惠海	75	六山本會大綱記	板頭研性代	弘化三年三月五日	弘化二年	
51								本山聞届證狀之写	文政九年一月	76	京六祖林決別關係書式		弘化二年		
52								文政一〇年まで		77	六山本會出席者控	板頭環	弘化三年三月五日	弘化二年	
53								文能一件取要記	明治二年(一八六九)	78	六山本會出席者控	板頭環	弘化四年九月	嘉永二年	
54								内請三通諸方書狀	文政二年	79	六山本會出席者控	板頭環	弘化四年九月	嘉永二年	
55								當山藏板目錄	文政二年秋	80	六祖会評記				

			書名	年時		書名	年時
102	諸國縁寺并先師方等約諾之書類	安政四年	當岸田祖之徒飲高岸江入者名前 六相林看板調控	嘉永三年一〇月	諸國縁寺引合等諸書 名相之案文往来手形	安政四年	安政四年
101	先聖先哲江出頭之書入	安政四年	三大部彫刻之通 御藏板物摺高勘定帳	嘉永四年	六相林会評記大頭惠忍	安政四年	安政四年
100	閔祖縣合之諸書	安政四年	板頭職入ニツキ板頭花押卷	嘉永五年	六相林雜書類	安政四年	安政四年
99	六相林取賛列名入	安政四年	一之座	嘉永七年	関相横入之式玄文請之式	安政四年	安政四年
98	六相林会評記	安政四年	八座論議	安政一年	夏々転座記	安政四年	安政四年
97	村上藏板摺度之手形入(手形在)	安政四年	延山參内記	安政一年秋	新古普請用諸帳面入	安政四年	安政四年
96	落看之式	安政四年	玄文毎夏講卷錄	安政二年	京請化主納金之内備用證	安政四年	安政四年
95	相内争動等之諸書	安政四年	化主納本牒	安政三年春	普請用出入方請員	安政四年	安政四年
94	引担願書	安政四年	諸國年始狀請取帳	安政三年正月	新古普請用諸帳面入	安政四年	安政四年
93	緣寺年頭状質請取帳	安政四年	90 玄文毎夏講卷錄	安政四年	玄講上座之諸願書	安政四年	安政四年
92	諸國年始狀請取帳	安政四年	91 化主納本牒	安政三年春	諸構古通相林ヨリ借金之戻り譜文	安政四年	安政四年
91	三役寮出願書	安政四年	90 玄文毎夏講卷錄	安政四年	代々板頭口述帳	安政四年	安政四年
90	90 玄文毎夏講卷錄	安政四年	91 化主納本牒	安政三年春	六相内本公大綱記	安政四年	安政四年
89	延山參内記	安政四年	92 諸國年始狀請取帳	安政三年正月	京相最初の規則	安政四年	安政四年
88	88 延山參内記	安政四年	93 緣寺年頭状質請取帳	安政四年	六相会今發起の規則	安政四年	安政四年
87	87 八座論議	安政四年	94 引担願書	安政四年	六山捷	安政四年	安政四年
86	86 板頭職入ニツキ板頭花押卷	安政四年	95 三役寮出願書	安政四年	六山会評記	安政四年	安政四年
85	85 御藏板物摺高勘定帳	安政四年	96 落看之式	安政四年	御講堂積り書本伝寺様	文久二年	安政四年
84	84 御藏板物摺高勘定帳	安政四年	97 村上藏板摺度之手形入(手形在)	安政四年	觀月亭普請請書控	文久二年九月	安政四年
83	83 三大部彫刻之通	安政四年	98 六相林会評記	安政四年	講堂仮建	文久三年	安政四年
82	82 六相林看板調控	安政四年	99 六相林取賛列名入	安政四年	大行事誌	文久三年九月	安政四年
81	81 當岸田祖之徒飲高岸江入者名前	安政四年	100 先聖先哲江出頭之書入	安政四年	勘定帳	慶應一年	安政四年
103	103 諸國縁寺引合等諸書 名相之案文往来手形	安政四年	121 121 観月亭普請請書控	文久三年	122 122 大行事誌	文久三年	安政四年
102	102 諸國縁寺并先師方等約諾之書類	安政四年	123 123 講堂仮建	文久三年	124 124 勘定帳	文久三年	安政四年

- 資料(二)
- 山門永則
- 一 每事不可違于上座五人評議縱雖一述所存再述任上座下知事
 - 一 徒黨引率事永々追放
 - 一 於好放惡破却檀林事永々追放

次に、示すのは寛保三年（一七四三年）の山門永則（法度）である。

書名	年時	書名	年時
六山盟約證	慶應三年	新古式自首座出分	
出納並諸仏之覺	慶應四年四月（一〇月）	新古式自先聖出分	
常照寺現況	明治一年九月	板頭年中行事	
本山聞届證狀之寫	明治二年	今出川殿來書	
板頭花押卷	明治二年	起請文	
板頭花押卷	明治三年	山納收帳	
則	明治四年	京各寺より粗林首座への來書（特に妙伝寺延人）	
玄譲花押卷	明治四年	公用本山書	
說部中入甲記	明治四年	宗旨證文の事	
說部中入甲記	明治四年	村上勘兵工よりの手紙	
新説御用	明治五年	三大部板分帳	
袖下要用記	明治五年	村上勘兵工諸證文	
講堂建物仕法書并木寄積り書		諸商人達へ一切之事	
諸國飛脚出家處書			
日記草稿			
137	136	135	134
133	132	131	130
134	135	136	137
149	148	147	146
148	149	149	150

- 若有欲陷害人者聞知其事則速可告上座若隱覆之族罪同本人
深摺惡心或以兩舌破和合僧事永々追放
- 出于境外喧嘩酒狂之事永々追放
- 喧嘩助成事罪倍本人
- 打擲他人事一歲之間須追放也若其人住忍度則是沙汰之外也
縱令雖為酒狂於有格外之放埒依上座評議可處罪過之事
- 帶刀杖事三月制文庫
- 令他人蒙無實事罪蒙其人
- 惡口事三月不列存講席
- 白衣出于門外事過銅四百字以當其罪
- 上中下札節不可相亂事
- 若賓客投宿乃以其事可告上座之事
- 若有女人年未至五十者縱雖為親戚堅禁止其宿
- 蹴鞠圍其管絃歌舞事罪銅四百字
- 博奕事過銅可為上座評議
- 觀心集解一部之族呵責新來之僧事堅禁止焉
- 從新到之日至大師會不許用傘及高木履唯聽竹笠及短木履
- 名目之從巡行一山須低頭折腰而揖
- 歸于故國環于檀林時至講主院入上座寮必當告其往復事

一 所有祝儀一切禁之但以其資財或為修補取之可也

一 諸部々入即日可納部入銀事

一 隣舍高談及以高聲誦經等之事過銅八十字

一 設種々曲會不納出銀之事停止若於違犯者至償其出銀期可制出講席之事

一 每月兩度祈禱宗祖智者忌日并一山掃除不出之徒過銅各四百字

一 衆會之時卒爾起其席事過銅八十字

一 於譚林不可着絹衣服事但除下着

一 可著布衣布袈裟事

一 以朱墨塗抹名簿過銅四百字

一 當番之曹至晚必將名簿次第可屆翌日作務之僧事

一 寛保三癸亥仲秋

寛保三年の山門永則から当時の厳しい檀林清規を理解することができる。

特徴としては、イ・三二条というかなり多くの規制が設けられていること、ロ・喧嘩・悪口・暴力を厳しく戒め、囲碁・管弦などの娯楽を禁止し、身だしなみから歩き方など生活の細部にまで規制していること、ハ・厳しい永久追放の規定があること（四箇条）、ニ・罰金があること（七箇条）、ホ・上座部の権限のつよさを示す（六箇条）などが指摘できる。

檀林教育の特徴は、檀林が単なる学問知識を享受する場であるだけでなく全人教育を目指していた点である。それは、檀林教育が長期間（十年から十三年前後）の全寮制を原則としてこの山門永則に示されたように生活の細部まで

規制されていてからも理解される。

檀林では全学僧が学寮に寄宿し、三宝諸天はもちろん化主（学頭）、先輩への給仕奉公を根本に、草抜き掃除、火災その他緊急対処の用意訓練に至るまで監督され、個人的には朝晩夕の勤行出仕、講義の出席はもちろん礼儀作法、立居振舞、障子の開け閉め、法衣のたたみ方にいたる生活の細部まで事細かに指導された。つまり、三宝給仕の修行から修学や日常生活の一挙手一投足に至るまで全人格的に社会の模範となるよう厳しく指導されたのである。檀林内に教授職以外に指南役と呼ばれた指導僧が置かれたことや、各檀林に設けられた法度がその厳しさを物語っている。次に示すのは、明和五年（一七六九年）つまり寛保三年の山門永則から二十六年後に定められ、文政十一年に書き改められた法度である。

資料(二)

慎奉誓罰文之事

- 一 近來於都鄙宗風異流之沙汰就有之此度自先聖方當檀諸生之中遂吟味之條々如左
- 一 或僻依祖書一處之文假於名但信口唱永存唱題誦經勝劣似一部修行廢捨之事
- 一 或偏見妙判一紙半行但奉讀寿兩品不讀余品相似勝劣之事
- 一 或於法筵欲演台當異日妄破廢圓頓者之事
- 一 或為利養對僧俗人法共自讚毀他之事是尤破和合僧之重科也
- 右之條々義之善惡者且置之僧門之偏異可為宗外者也
- 當山者乾暹兩尊開闢已來糺明不受者悲田等之邪義之江陵也況當時為利養宗義格外之存異念至珍說之事僧中之蠹害最可慎若違背之輩者

三寶高祖開山鎮守妙見大菩薩七面大明神奉蒙御罰不可久住學校者也仍而起證文如件

明和五年戊子二月

衆徒名前花押積盈故今般改之

維時文政十一戊子春

以下 名前花押

この法度は、勝劣派・不受不施派に対する当時の檀林の対処について示したものである。すなわち、鷹峰檀林は開祖日乾・開講日遅以来、不受不施悲田派等の邪義を糺し究明する要の学室である。自讃毀他して宗義外の異念・珍説を致す勝劣派・不受不施派等は害を及ぼす長虫のようなものであるから、最も慎むべきである。もし違背の輩は、三寶高祖開山鎮守妙見大菩薩七面大明神の御罰を蒙り檀林に久しく住すべからずと述べ、勝劣派・不受不施派等を堅く戒めている。

大阪対論—日奥流島（一五九九年）・身池対論—日樹流刑（一六三〇年）・寛文物減—不受不施派新寺建立禁止など（一六六五以後）の背景には、重乾遠を中心とした身延一致派の圧力のあつたことは既に指摘されているところである。（関東諸檀林の形成と展開—冠賢一著）。日蓮宗教団の檀林は、江戸幕府の成立前後にそのほとんどが成立しており、不受不施派対受不施派、勝劣派対一致派の対立が大きく影響している。各檀林では教団の同行と同じく幕府の後押しを得た一致・受不施派が、その力を背景に勝劣・不受不施派を圧倒し排除していくた。

この資料において鷹峰檀林においても勝劣・不受不施派に対する断固とした態度をとっていたことが理解できる。